

議案第 8 号

飯能市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する
条例（案）

（飯能市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第 1 条 飯能市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

（飯能市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第 2 条 飯能市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 2 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

飯能市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>に基づく飯能市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第11条に基づき職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>に基づく飯能市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第11条に基づき職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>